

「多摩市の市民生活」参考資料 多摩市の条例・規則など

- 多摩市自転車等の放置防止に関する条例
- 多摩市自転車等の放置防止に関する条例施行規則
- 多摩市自治基本条例
- 多摩市非核平和都市宣言
- 多摩市女と男の平等参画を推進する条例
- 多摩市いじめ防止対策推進条例
- 多摩市受動喫煙防止条例
- 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例
- 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例

○多摩市自転車等の^{ほうち}放置防止に関する条例 昭和59(1984)年12月27日(抜粋)

第1条 (目的) この条例は、自転車等の安全利用を促進するため、公共の場所等における自転車等の放置を防止し、もって交通の安全と円滑^{えんかつ}を確保するとともに、良好な生活環境の維持、向上を図ることを目的とする。

第14条 (自転車等放置禁止区域の指定) 市長は、駐輪場が整備されている公共の場所等において、必要な区域を関係者等と協議の上、自転車等の放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

第16条 (自転車等の放置禁止) 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

第17条 (放置禁止区域内の放置自転車等に対する^{そち}措置)

1 市長は、放置禁止区域内に放置しようとする者に対し、当該自転車等を駐輪場その他適当な場所へ移動するよう指導することができる。

2 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去^{てっきよ}することができる。

第18条 (放置禁止区域以外の放置自転車等に対する措置) 市長は、放置禁止区域以外において自転車等が放置され、良好な生活環境が著しく^{そがい}阻害されていると認められるときは、一定期間警告し、なお放置されている場合は、当該自転車等を撤去することができる。

第20条 (撤去した自転車等の措置) 市長は前3条の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管するとともに当該自転車等の所有者の確認に努め、所有者が判明した場合は、速やかに当該自転車等を引き取るよう通知しなければならない。

第21条 (費用の徴収) 市長は、第17条から第19条までの規定により自転車等を撤去したときは、その撤去に要した費用を規則で定めるところにより、当該自転車等の所有者等から徴収^{ちようしゆう}することができる。

○多摩市自転車等の^{しこう}放置防止に関する条例施行規則 昭和60(1985)年3月30日(抜粋)

第1条 (趣旨) この規則は、多摩市自転車等の放置防止に関する条例(昭和59年多摩市条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

第8条 (自転車等の返還) 市長は、条例第20条第1項の規定により保管した自転車等を所有者等に返還^{へんかん}するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつて所有者等であることを証明させ、自転車等受領書(第三号様式)と引換えに返還するものとする。

第13条 (費用の徴収) 条例第21条に規定する費用の額は、次の表に掲げるとおりとする。
自転車1000円 原動機^{げんどうき}付自転車2000円

○多摩市自治基本条例 平成16（2004）年3月31日（抜粋）

附則 私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

第1条（目的） この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市（以下「市」といいます。）の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

第2条（条例の位置付け） この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。

第5条（市民の権利）

- 1 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。
- 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。
- 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。

第6条（市民の義務）

- 1 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。
- 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。

第7条（コミュニティ）

- 1 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくことを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。
- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

第15条（市の自立）

- 1 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。
- 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。

第18条（情報公開） 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

第19条（個人情報情報の確保） 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報情報の保護措置を講じ、市民の基本的な権利を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。

第20条（説明・応答責任）

- 1 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。
- 2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。

第28条（住民投票）

- 1 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。
- 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。

第29条（住民投票の発議・請求）

- 1 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

○多摩市非核平和都市宣言 平成23（2011）年11月1日

多摩市は、この緑豊かな土地に生まれ育ち、あるいは全国各地から夢と希望を持った、多くの人たちが集まってできたまちです。私たちは、太陽の光あふれるこの多摩市で、穏やかな日々の生活を平和だと感じて暮らしています。

この暮らしのなかで、いつしか広島・長崎の記憶が薄れつつあり、世界には今もたくさんの核兵器が存在すると知りながら、平和は失われやすいことを忘れかけていました。

平成23年3月の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に、私たちは多くのことを学びました。自然の力に対する謙虚さを忘れ、人間の科学技術を過信していたこと。安全と言われていた原子力発電所から、ひとたび事故が起これば大量の放射性物質が拡散され、大事に育て築いてきたものが、たちまち奪われうることを。

私たちは、人と人との絆を大切にし、原子力に代わる、人と環境に優しいエネルギーを大事にしていきます。そして、戦争がなく、放射能被害のない平和な世界に向けて、みんなが笑顔で、多様ないのちがにぎわうまちを、多摩市から実現していきます。

現在、そして未来の子どもたちに戦争の悲劇と平和の大切さを伝え、他の都市とともに世界の人々と手をたずさえて、全ての核兵器の廃絶と平和な社会を求めるために、ここに多摩市が非核平和都市であることを宣言します。

○多摩市女と男の平等参画を推進する条例 平成25(2013)年9月30日(抜粋)

第1条 (目的) この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、多摩市(以下「市」といいます。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

第3条 (基本理念) 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を発揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。
- (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。
- (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- (6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

第9条 (行動計画) 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」といいます。)を策定しなければなりません。

- 2 市は、行動計画の策定又は変更にあたっては、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映することができるよう必要な措置をとるものとします。
- 3 市は、行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 4 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければなりません。

第14条 (啓発及び普及広報) 市は、市民、事業者及びその他の団体に対して、男女平等参画社会の実現に関して必要な啓発及び普及広報活動を実施するものとします。

第15条 (教育・学習) 市は、家庭、学校、地域、生涯学習等の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女平等参画社会の実現に向けた教育及び学習が行われるよう努めるものとします。

○多摩市いじめ防止対策推進条例 平成29年3月30日

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、市、学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童又は生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒をいう。）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 多摩市立学校設置条例（昭和40年多摩市条例第11号）別表第1及び別表第2に掲げる多摩市立学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、東京都（以下「都」という。）、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、いじめをさせ、又は許してはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、組織的に対応し、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を多摩市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定によるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(協議会)

第9条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定により、学校、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、市の機関、警察、学識経験者その他の関係者により構成される多摩市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市、都又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、多摩市教育委員会規則で定める。

(対策委員会)

第10条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、多摩市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

- 4 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 5 対策委員会は、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 6 対策委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、多摩市教育委員会規則で定める。

（調査委員会）

第11条 多摩市長（以下「市長」という。）は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、市長の附属機関として、多摩市いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 5 調査委員会の委員の任期は、市長が委嘱した日から再調査が終了する日までとする。
- 6 調査委員会が再調査を行ったときは、市長は、その結果を多摩市議会に報告しなければならない。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、多摩市規則で定める。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

○多摩市受動喫煙防止条例 平成31年3月29日条例第11号

多摩丘陵に広がる緑豊かで快適な居住環境を有する多摩市では、都市としての成熟期を迎え、今後さらに急速に進展する高齢化に備えるとともに、未来への投資を続けられるまちであるために、子どもからお年寄りまで市民の誰もが健康で幸せでいられる健幸都市を目指しています。

受動喫煙はがん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等の発症の危険が高まるなど様々な疾病の原因となるため、市民を受動喫煙による健康への悪影響から守る取組を早急に進めなければなりません。

受動喫煙の防止に向けては、行政だけでなく、市民、保護者、事業者及び施設等管理者がそれぞれの立場から行動し、かつ、互いに連携し、協力することが大切です。

公共施設など不特定多数の者が利用する場において、子どもや妊婦、病气等で配慮が必要な人をはじめとする誰もが、他人のたばこの煙にさらされることなく、安心していきいきと暮らせるまちを目指して、多摩市受動喫煙防止条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）、市民、保護者、事業者及び施設等管理者の責務を明らかにするとともに、市民が受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 保護者 未成年者を現に監護する者をいう。
- (6) 事業者 市内において、事業を営むもの又は活動する団体をいう。
- (7) 施設等管理者 多数の者が利用する施設、建築物又は土地（以下「施設等」という。）を管理する権原を有する者（市を除く。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民、保護者、事業者及び施設等管理者と連携し、及び協力して受動喫煙の防止に関する施策を実施するよう努めなければならない。

3 市は、その管理する施設等において、受動喫煙による健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

2 市民は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、いかなる場所においても、その監護する未成年者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって受動喫煙が生じないように受動喫煙の防止に関する環境整備に取り組み、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施設等管理者の責務)

第7条 施設等管理者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その管理する施設等における受動喫煙を防止し、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携及び協力)

第8条 市、市民、保護者、事業者及び施設等管理者は、相互に連携し、及び協力して受動喫煙の防止を推進するものとする。

(啓発及び教育)

第9条 市は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について、正しい知識を普及するために必要な教育及び啓発を行い、市民の理解を促進するように努めなければならない。

(公園等における喫煙制限)

第10条 何人も、次に掲げる施設等又は区域において喫煙をしてはならない。

- (1) 市内の公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）
 - (2) 教育施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校をいう。）の敷地に隣接する市内の路上（道路その他一般交通の用に供する場所をいう。以下同じ。）
 - (3) 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）の敷地に隣接する市内の路上
 - (4) 市が管理する施設等（第1号に規定する施設等を除く。）の敷地及び当該敷地に隣接する市内の路上（前2号に掲げるものを除く。）
- 2 前項各号に掲げる施設等又は区域のうち、その構造又は利用の形態により受動喫煙が生じるおそれがないものとして規則で定めるものについては、同項の規定は、適用しない。

(受動喫煙防止重点区域の指定)

第11条 市長は、重点的に受動喫煙を防止する区域（以下「受動喫煙防止重点区域」という。）として市内の区域を指定することができる。

2 前項の規定により市長が指定する区域のほか、多摩市まちの環境美化条例（平成24年多摩市条例第1号）第6条の規定によりまち美化重点区域として指定された区域は、受動喫煙防止重点区域とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(受動喫煙防止重点区域における喫煙の制限等)

第12条 市長は、受動喫煙防止重点区域内において特別に喫煙をすることができる場所として、喫煙スポットを指定することができる。

2 何人も、受動喫煙防止重点区域（前項の規定により喫煙スポットに指定された場所を除く。）の路上において喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次に掲げる者に対し、喫煙の中止その他の是正に必要な指導又は勧告を行うことができる。

- (1) 第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 前条第2項の規定に違反した者

(過料)

第14条 市長は、前条第2号に該当する者で、同条の指導又は勧告に従わないものに対し、5万円以下の過料を科すことができる。

(他の法令等との関係)

第15条 受動喫煙の防止については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例（次項において「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、規則で定める日から施行する。

(指定たばこの喫煙に関する特例)

2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして市長が指定するものの喫煙については、当分の間、第14条の規定は、適用しない。

○多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできる まちづくり条例 令和2年6月23日条例第34号

附則

全ての人には、障害の有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利があります。しかし、障がい者は生活する上で多くの制限を受け、長きにわたって差別を受けてきました。障がい者はその差別と闘い続け、「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など、障がい者の人権を守る枠組みが整えられ、ようやく障がい者の声を受け止められる社会になってきました。

私たちが住んでいる多摩市内にも、たくさんの障がい者が暮らしています。施設や病院、親元を離れ、障害があっても地域で自らが選択した生活をする人も増えてきました。多摩市は、障がいのある人と様々な意見を交わし、共に歩み、地域で安心して生活することができるよう取組を進めてきました。少しずつまちのバリアは解消されてきたものの、今なお差別はあり、障がい者は生きづらさや困難を感じる状況に置かれています。

その生きづらさや困難は、移動、買物、遊び、住まい、就労、医療、教育、災害、意思疎通などのあらゆる場面で、障がい者を想定していない設備や条件、障がい者への偏見などの社会のバリアが原因となって生じています。人には皆異なる人格や個性があること、違いがあることを誠実に受け止め、多摩市、市民及び事業者が協力してこのような状況を変えていかななくてはなりません。私たちは、誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市の実現のためにも、障がい者への差別をなくし、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが暮らしやすい共生社会を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、差別の解消に関する施策を総合的に推進することにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生し、安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあっては、障がい）」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 差別 不当な差別的取扱いをすること及び合理的配慮をしないことをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由とした区別、排除、制限その他障がいのない者と異なる取扱いをすることにより、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害することをいう。
- (4) 合理的配慮 障がい者が障がいのない者と同等の機会及び待遇が確保され、又は権利を同等に行使できるよう、当該障がい者の意向を尊重した上で、性別、年齢、障害の状態その他個々の状況及び具体的場面に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。ただし、人的、物理的又は経済的その他の負担が過重であるものを除く
- (5) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (6) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者並びに市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (7) 事業者 市内において、営利活動その他の事業を行う者（市を除く。）をいう。

第2章 基本理念及び責務

(基本理念)

第3条 差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 全ての障がい者は、差別を受けることなく、地域で自立して生活するほか、どこで誰とどのように生活するかについての選択が尊重されるとともに、社会を構成する一員として経済、文化その他のあらゆる活動に参加する機会が確保されることにより、人として尊厳ある生活が保障されること。
- (2) 差別の多くが障がい者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、差別を解消するための取組は、障害及び障がい者に対する理解を啓発する取組と一体のものとして行われること。
- (3) 市、市民及び事業者は、障がい者一人ひとりに異なる生きづらさ及び思いがあること並びに差別は虐待及びいじめにつながるおそれがあることを理解し、当然に合理的配慮を行うよう、それぞれの責務を果たすこと。
- (4) 差別を解消するための取組は、障がい者及び障がいのない者が多様性を相互に認め、関わり合い、協力して行うとともに、これを将来の世代にも継承すること。

(市の責務)

第4条 市は、次章及び第4章に定める施策のほか、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、差別を解消し、及び共生社会を実現するために必要な施策を障がい者基本計画等に定め、関係法令との調和を図りながら総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、差別の解消における障害に対する理解の重要性を認識し、市民及び事業者に対して第14条に定める理解の促進、啓発その他の取組を実施するとともに、障がい者に対して自己の人権が保障されていること及び合理的配慮を求めることができることについての理解を深められるよう取り組むものとする。
- 3 市は、第8条から第12条までに定める差別に関する相談等の体制について周知し、障がい者及びその家族その他関係者が差別に関する相談等をしやすい配慮を行うとともに、相談等を受けた場合は、障がい者一人ひとりの背景、心情等の理解に努め、それぞれの状況に応じた対応をするものとする。
- 4 市は、前3項に定める責務に係る施策の策定及び実施に当たっては、障がい者その他の市民及び事業者に必要な情報を提供し、障がい者その他の市民及び事業者の意見を聴き、当該施策の策定及び実施に反映するよう努めるものとする。
- 5 市は、第1項から第3項までに定める責務に係る施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障がい者に対する理解を深めるとともに、前条第1項に定める施策に協力することによって差別の解消及び共生社会の実現に寄与するよう取り組むものとする。

- 2 市民及び事業者は、差別又はその疑いがある事案を発見したときは、市に情報を提供するものとする。
- 3 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者に対する支援を適切に行うため、従業員に対し、障害及び障がい者に対する理解を深める取組を行うよう努めるものとする。

第3章 差別の解消

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 何人も、障がい者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において障がい者から社会的障壁の除去を求める意思の表明（本人による意思の表明が困難な場合においては、障がい者の家族、介助者等意思疎通を支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があったときは、当該社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設又は公共交通サービスを提供する場合
 - (2) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
 - (3) 不動産に係る契約を行う場合
 - (4) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
 - (5) 就労に係る相談又は支援を行う場合
 - (6) 医療を給付し、又はリハビリテーションを提供する場合
 - (7) 福祉サービスを提供する場合
 - (8) 教育を行う場合
 - (9) 保育を行う場合
 - (10) 療育を行う場合
 - (11) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
 - (12) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
 - (13) 選挙等を行う場合
 - (14) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、事務又は事業が社会的障壁となって、障がい者の日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合
- 2 市及び事業者は、合理的配慮を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 障がい者が社会的障壁の除去を求めやすい環境を整備すること。
 - (2) 障がい者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要な合理的配慮が一人ひとり異なることを踏まえ、障がい者の求めを適切に理解し、対応すること。
 - (3) 合理的配慮の提供に関し過重な負担が生じる場合又は直ちに合理的配慮を提供することが困難な場合は、障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を行うことにより、その代替的な措置の実施その他の障がい者の理解を得られる対応をすること。
- 3 市は、合理的配慮の提供について障がい者及びその家族その他関係者の意見を聴き、必要な取組について調査及び研究を行うものとする。
- 4 市民は、第2項各号に掲げる事項を基本として、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努めるものとする。
- 5 市は、市民及び事業者による合理的配慮の提供を促進するため、合理的配慮の提供を支援する施策を講ずるものとする。

(相談等)

第8条 障がい者及びその家族その他関係者は、市に対し、差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 情報の提供に関する事項
- (2) 対象事案に係る者の間の調整に関する事項
- (3) 関係行政機関等の紹介に関する事項

- 3 特定相談の対象事案に関係する者は、正当な理由がある場合を除き、市が行う前項に定める事項に協力しなければならない。
- 4 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者に、第2項に定める事項の全部又は一部を委託することができる。

（助言又はあっせんの申立て）

第9条 障がい者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「差別対象事案」という。）があるときは、多摩市長（以下「市長」という。）に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。

- 2 障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 第1項の申立ては、その差別対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

（事実の調査）

第10条 市長は、前条第1項の申立てがあったときは、差別対象事案の事実について必要な調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

（助言又はあっせん）

第11条 市長は、第9条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る助言又はあっせんの要否及び内容について、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）の意見を求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の助言又はあっせんの要否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、差別対象事案に関係する者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の協議会の意見を尊重し、差別対象事案に関係する者に対し、助言又はあっせんを行う。

（勧告及び公表）

第12条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、差別対象事案に関係する者（第9条第1項の申立てをした者を除く。）が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（協議会）

第13条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
 - (2) 第11条に定める助言又はあっせんに関する事項
 - (3) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な事項
- 3 協議会は、障がい者、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者又は当該分野に識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 共生社会の実現に向けた基本となる施策

(障害及び障がい者に対する理解の促進)

第14条 市は、共生社会の実現に向け、障害及び障がい者に対する理解を促進するため、障がい者その他の市民及び事業者の協力を得ながら、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 市民及び事業者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、啓発その他必要な取組を行うこと。
- (2) 障がい者に対する支援を適切に行うため、市の機関の全ての職員及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理を行うものをいう。）の業務に従事する者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な研修及び啓発を行うこと。
- (3) 障がい者及び障がいのない者がお互いの理解を深められるよう、幼少期からの交流の機会の拡大及び充実を図ること。
- (4) 共に学び合い育ち合う教育の重要性を考慮し、児童及び生徒が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施すること。

(共生社会の実現に向けた取組)

第15条 市は、前条に定めるもののほか、共生社会の実現に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 障害の有無にかかわらず、全ての市民が個々の状況に配慮した教育を受けられるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 障がい者の就労を促進するため、障がい者からの就労に関する相談を受け、必要な支援を行うこと。
- (3) 事業者が障がい者の働きやすい環境を整えることができるよう、啓発及び情報の提供を行うこと。
- (4) 手話、文字、点字、音声、分かりやすい表現等の障害の特性に応じた意思疎通の手段を普及し、並びに障がい者が容易に情報を取得し、及び意思疎通をすることができるよう、必要な支援を行うこと。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例

令和3年12月23日条例第35号

今、生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていても、子ども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置付け、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めており、多摩市では、子ども・若者の権利として、これら四つの権利を保障し、子ども・若者の挑戦を応援します。

子ども・若者は、守られる存在であり、自ら考え、行動できる存在でもあります。周囲の人が子ども・若者の主体性を尊重し、子ども・若者が他者と互いに認め合うことによって、子ども・若者の自己肯定感や自信につながっていきます。

私たちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、全ての子ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

私たちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、自ら抱える課題や社会の課題と向き合い、解決に向けて挑戦する勇気をたたえ、結果にかかわらずその未来を応援します。私たちは、このまちで暮らし、活動していることによる強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市の実現に向けて行動します。

私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまちなち・多摩市の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちなちの実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども・若者 おおむね30歳代までの市民（団体を除きます。）をいいます。
- (2) 市民 多摩市の区域内（以下「市内」といいます。）に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で事業活動を行うもの（多摩市（以下「市」といいます。）を除きます。以下同じ。）及び市内で活動するものをいいます。
- (3) まちづくり 市及び地域のさまざまな主体が、それぞれの特性及び強みを生かしながら、状況に応じて連携し、暮らしやすいまちをつくる活動をいいます。

(基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づいて、子ども・若者の支援及び活躍を推進します。

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること。
- (2) 子ども・若者が自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整えること。
- (3) 子ども・若者による意見の表明及びまちづくりへの参画の機会が保障されること。
- (4) 子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互に協力し、及び支援する関係を築くこと。

(子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者には、生きる権利、育つ権利及び守られる権利並びに抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。

- 2 子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。
- 3 子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

(市民の役割)

第5条 市民は、子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重するものとします。

- 2 市民は、市民それぞれが持つ力及びその状況に応じて、子ども・若者を見守り、及び子ども・若者とともに活動し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとします。
- 3 市内で事業活動を行うもの及び活動するもの（個人を除きます。）は、それぞれが持つ強みを生かし、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて活動し、必要に応じて市及び他の団体と相互に連携するよう努めるものとします。
- 4 市内で事業活動を行うものは、働く場又は働く経験から得た知識を提供する立場から、未来の人材となる子ども・若者の育成に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ具体的な施策を講じられるように、必要な推進体制について整備するとともに、その実現に向けて積極的に取り組むものとします。

- 2 市は、子ども・若者を含む市民が、基本理念を共有し、ともにその実現を推進できるよう、理解促進のための周知及び啓発、学びの機会づくり等を行うものとします。
- 3 市は、基本理念の実現に当たって、市民と連携するとともに、市民同士の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に応じて適切な施策を講ずるものとします。

(切れ目のない支援のための仕組みづくり)

第7条 市及び子ども・若者を支援する市民は、困難を抱える子ども・若者に気づき、支援につなぐための多様な機会を設けるよう努めるものとします。

2 市及び子ども・若者を支援する市民は、各支援者間で支援が途切れないよう、子ども・若者本人の状況及び意思に寄り添い、成長過程に応じた連携及び支援を行うよう努めるものとします。

3 市は、子ども・若者を支援する市民がその役割を十分に果たせるように必要な支援策について検討し、適切な施策を講ずるものとします。

(まちづくりへの参画・活躍のための環境づくり)

第8条 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及びまちづくりへの参画に向けた環境及び機会の充実に努めるものとします。

2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者がその持てる能力を発揮してまちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくりに努めるものとします。

(子ども・若者計画)

第9条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、子ども・若者計画を策定し、総合的な推進を図るものとします。

2 市は、子ども・若者計画に、次に掲げる事項を定めるものとします。

(1) 子ども・若者の支援及び活躍の推進に関する基本的な方針

(2) 前号の基本的な方針を具体化する施策の内容

(3) 前号の施策の達成目標

(推進体制)

第10条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、総合的な見地から子ども・若者計画の推進、施策の評価等を行うために必要な推進体制を整備するものとします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、多摩市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

多摩市の年表

		日本の出来事	多摩市付近の出来事	世界の出来事
旧石器		日本列島の誕生は約1万年前 約60万年前 列島に人類が登場 日本列島の形成 打製石器の使用・狩猟・採取生活 岩宿遺跡（群馬県）	*数万年前 多摩丘陵に人が住み始める	※地球の歴史を1年に換算すると、人類の誕生は12月31日午後4時23分（今から400万年前）
縄文	約1万年前 紀元前3000前	縄文土器・磨製石器の使用 三内丸山遺跡（青森県）	*各地に縄文人の集落が増加（竪穴住居跡）	氷河時代終わる 四大文明の発生
弥生	紀元前2・3世紀 紀元前後	大陸から稲作の伝来 大陸から金属器の伝来 弥生土器の使用 大規模な農耕集落が栄える むらから小国へ	*多摩市「谷戸」の周辺で生活が始まる	BC221 中国：秦の始皇帝中国統一（万里の長城） BC202 漢の中国統一 BC27 ローマ帝国起こる
古墳／飛鳥	239 421 538 593 645 701	邪馬台国女王 卑弥呼 魏に使いを送る 前方後円墳（畿内） 大仙古墳の築造 仏教の伝来 聖徳太子が推古天皇の摂政になる 大化の改新（蘇我氏滅亡） 大宝律令の完成	*大栗川沿いの台地に和田古墳群（稲荷塚古墳＝八角形墳）が作られる	395 ローマ東西に分裂 562 新羅が加羅を滅ぼす 589 隋が中国を統一 618 唐が中国を統一 661 イスラム帝国の成立 676 新羅が朝鮮半島を統一
奈良	710 741 743 752	平城京に遷都 聖武天皇が国分寺・国分尼寺の建立を命ず 墾田永年私財法 東大寺大仏開眼供養 (万葉集の完成)	*多摩市付近は、武蔵国の多摩郡と呼ばれる *武蔵国分寺の造営。そのため、多摩丘陵一帯で瓦が焼かれる（南多摩窯後跡群） *小野神社（多摩一の宮神社）に朝廷への進物が捧げられる	
平安	794 894 1016 1167 1185	平安京に遷都 摂関政治の始まり 遣唐使の廃止（かな文字の使用） 藤原道長が摂政となる 武士の成長（源氏と平氏） 平氏の全盛（平清盛） 平氏の滅亡	*小野牧が御牧となる *武士の集団（武蔵七党）が成立	イスラム帝国の全盛 936 高麗が朝鮮半島の統一 979 宋が中国を統一 1096 第1回十字軍
鎌倉	1192 1274 1281 1333	源頼朝が鎌倉幕府を開く 北条氏による執権政治 元寇（文永の役） 元寇（弘安の役） 鎌倉幕府の滅亡	*鎌倉幕府の防衛を目的に、鎌倉街道に「霞の関」を設置 1322 関戸の阿弥陀三尊来迎、板碑が作られる 1333 分倍河原・関戸の合戦	1206 モンゴル帝国の成立 1271 モンゴルが元となる。（マルコ・ポーロ 元へ） 1279 元が中国を統一

室町	1338	足利尊氏が室町幕府を開く		1368 明が中国を統一
	1392	足利義満が南北朝の統一	1383 吉富郷（関戸）、足利氏満により鶴ヶ岡八幡に寄進	1392 高麗が減び、朝鮮国が起こる ヨーロッパ ルネッサンス
	1467	応仁の乱（下剋上の風潮）		1492 コロンブス西インド諸島に到達 大航海時代（新航路の発見）
	1543 1549	鉄砲伝来 キリスト教の伝来		1517 ルターの宗教改革
	1573	織田信長 室町幕府を滅ぼす	16世紀中ごろ 関戸郷で六斎市が開かれる	1558 イギリス エリザベス1世即位
安土・桃山	1590	豊臣秀吉 全国統一	1590 関戸郷、徳川家康の支配下で山内氏の所領となる *16世紀末 関戸郷や連光寺郷などが解体し、いくつかの村に再編成 1594 和田・一ノ宮・関戸村で検地	(絶対王政の始まり) (ヨーロッパ諸国のアジア進出)
	1600	関ヶ原の戦い		
江戸	1603	徳川家康 江戸幕府を開く	1605 甲州街道の整備進む。そのため、多摩市付近の村は日野や八王子宿にむけて人馬の補充（助郷役）を担った。	
	1639	鎖国の完成		1644 清が中国を統一 1661 フランス ルイ14世の絶対王政（ベルサイユ宮殿） 1688 イギリス 名誉革命 1689 権利章典
	1685	生類憐れみの令：徳川綱吉の政治（元禄文化の全盛）	*この頃から多摩丘陵に雑木林が作られ、「黒川炭」を江戸市中にだす。八王子に絹の市がたつ。	
	1716 1732	徳川吉宗の「享保の改革」 享保の大ききん	1746 相沢五流、関戸村に生まれる 1768 相沢伴主、関戸村に生まれる	
	1772	田沼意次の政治（杉田玄白「解体新書」）		1769 ワット蒸気機関の改良（イギリスで産業革命） 1775 アメリカで独立戦争 1776 アメリカの独立宣言 1787 アメリカ合衆国憲法制定 1789 フランス革命「人権宣言」
	1782 1787	天明の大ききん 松平定信、「寛政の改革」	*多摩丘陵で、蚕のえさとなる桑畑が増えた	
		(外国船出現と北方探検) (化政文化の全盛)		1804 ナポレオンが皇帝になる（産業革命がヨーロッパに波及）
	1825 1833 1837	外国船打払令 天保の大ききん 大塩平八郎の乱	1839 「調布玉川惣画図」完成（「のびゆく多摩」の表紙絵）	(列強のアジア進出) 1840 アヘン戦争 1842 南京条約 1851 太平天国の乱
	1841	水野忠邦の「天保の改革」 (列強の開国要求)	*1800年前半、多摩村8ヶ村の大部分は天領となる。	
	1853 1854 1858	ペリーの来航 日米和親条約 井伊直弼が大老になる 日米修好通商条約：安政の大獄		1858 ムガル帝国（インド）の滅亡
	1860	桜田門外の変 (尊王攘夷運動の高まり)	*生糸の輸出で、横浜にむけての「絹の道」（輸送路）ができる *物価が高騰し、一揆が多発する	1861 リンカーンが大統領になる 南北戦争
	1863 1864	薩英戦争 第一次長州戦争 (倒幕運動へ転換)	1866 武州世直一揆がおこる	
	1866 1867	薩長同盟・第二次長州戦争 大政奉還・王政復古の号令	*連光寺の名主、富澤家等が政治の動きに敏感に対応する	

明治	1872	学制の公布	*向岡・処仁・兆民尋常高等小学校ができる	
	1873	徴兵令・地租改正		
	1874	民撰議院設立の建白書 (自由民権運動の始まり)		
	1877	西南戦争		1877 イギリス領インド帝国の成立 (列強による植民地分割)
	1881	国会開設の勅諭 板垣退助ら自由党の結成 (自由民権運動の激化) (産業革命の始まり)	1878 神奈川県多摩郡は東西南北に分 かれ、多摩市は南多摩郡に属す 1881 明治天皇が連光寺村訪問 1882 「連光寺村御獵場」指定	1887 フランス領インドシナ成立
	1889	大日本帝国憲法の発布 (近代的な立憲制国家)	1888 町村制施行、多摩村成立	
	1890	第1回衆議院議員総選挙 第1回帝国議会	1892 東京府移管法案の提出 1893 三多摩が神奈川県から東京府に 編入	
	1894	日清戦争(～95 下関条約)		1897 朝鮮が国名を大韓帝国とする。 1899 義和団事件 (列強の中国進出の激化)
	1902	日英同盟		
	1904	日露戦争(～05 ポーツマス条約)		
1906	南満州鉄道株式会社の設立		(列強の対立激化)	
1910	韓国併合		1911 中国：辛亥革命	
大正	1912	明治から大正へ	1912 三校が多摩尋常高等小学校に統 合される	1912 中華民国の成立(清の滅亡)
	1914	第一次世界大戦に参戦 (社会運動の高まり)		1914 第一次世界大戦(～18) 1917 ロシア革命 1920 国際連盟の設立
	1923	関東大震災		1922 ソビエト社会主義共和国連邦の成立 (アメリカ空前の大繁栄)
	1925	治安維持法・普通選挙法の公布	1925 玉南電気鉄道開通(府中～東八 王子)	
昭和	1926	大正から昭和へ	1926 玉南電気鉄道と京王電気軌道が 合併する。	
	1927	金融恐慌	1927 新宿～東八王子間で直通運転が 開始される(多摩市内に電気が灯る)	1929 アメリカの株大暴落 (世界恐慌の始まり)
	1930	世界恐慌が日本へ(昭和恐慌)	1930 多摩聖蹟記念館開館	
	1931	満州事変 (15年戦争の始まり)	1932 「多摩遊覧道路」計画発表	1932 イギリス ブロック経済の形成 1933 ドイツ ヒットラー政権の成立
	1932	満州国の建国、5・15事件	1935頃、多摩川に「渡し場」があった	
	1933	国際連盟の脱退		
	1936	2・26事件	1937 関戸橋の開通	1939 第二次世界大戦始まる
	1937	日中戦争始まる(～45)	1937 「関戸駅」を「聖蹟桜ヶ丘駅」と 改める	
	1938	国家総動員法の成立	*多摩国民学校ができる 1944 学童疎開がはじまる	1945 ドイツ・日本 無条件降伏 国際連合の成立
	1941	太平洋戦争(～45)		
	1945	東京大空襲・原子爆弾投下・ポツダム宣 言受諾 (敗戦・占領下 民主化政策)	1947 6・3・3・4制施行 小学校3校、 多摩中学校 の開校	(冷たい戦争の激化) 1948 大韓民国・朝鮮民主主義人民共和 国成立 1949 中華人民共和国の成立 1950 朝鮮戦争
	1946	日本国憲法の公布(翌年施行)		
	1947	教育基本法の公布		
	1949	占領政策の転換		
	1951	サンフランシスコ平和条約・日米安全保 障条約		(冷戦の緊張がゆるむ)
	1956	日ソ共同宣言・国際連合に加盟 (高度経済成長)		
	1960	新日米安全保障条約	1960 京王帝都電鉄が桜ヶ丘地区の造 成開始	1962 キューバ危機
1964	東海道新幹線・東京オリンピック	1964 多摩村から多摩町へ(町制施行)	1965 ベトナム戦争激化	
1965	日韓基本条約調印	1965 多摩ニュータウン計画決定		
1967	公害対策基本法公布			
1970	大阪万国博覧会			
1971	環境庁設置	1971 多摩ニュータウン一次入居開始 (諏訪・永山地区) 11/1多摩町から多摩市へ(市制施行) 永山中学校開校	1971 アメリカ ドル・ショック	

昭和	1972	沖縄本土復帰・日中共同声明・札幌冬季オリンピック	1972 都立永山高等学校開校 東愛宕中学校開校	1973 中東戦争（第4次） 1975 ベトナム戦争終結
	1973	石油危機で物価高騰		
	1974	多摩川の堤防決壊（狛江）	1974 京王相模原線（京王よみうりランド～多摩センター） 小田急多摩線（新百合ヶ丘～小田急永山）開通	
	1976	ロッキード事件	1976 豊ヶ丘中学校開校	
	1978	日中平和友好条約調印	1977 和田中学校開校	
	1981	アメリカとの間に貿易摩擦発生	1978 諏訪中学校開校	
	1987	国鉄分割民営化（JRへ）	1980 西永山中学校開校・ハヶ岳少年自然の家開所 1981 東落合中学校開校 1982 西落合中学校開校 1983 貝取中学校開校 ・市総合体育館完成 ・多摩ニュータウン市場開場 ・ガーデンシティー多摩開催 1984 聖ヶ丘中学校開校 1985 埋蔵文化センター開所 1986 多摩陸上競技場・武道館完成・富士見町と友好都市となる	
	1989	昭和から平成へ改元（昭和天皇崩御）	1987 バルテノン多摩開館・旧多摩聖蹟記念館市民ギャラリー開設・いきいきTAMAふれあいフェスティバル開催	
	1991	バブル景気の崩壊	1989 鶴牧中学校開校	
	平成	1993	環境基本法の成立	
1995		阪神淡路大震災・地下鉄サリン事件	1994 市内小学校の統廃合はじまる	1991 湾岸戦争・ソビエト連邦解体
1997		消費税5%に増税	1997 永山中と西永山中が統合し、 多摩永山中学校開校、ベルブ永山オープン	1993 ヨーロッパ連合の発足
1998		長野冬季オリンピック開催	1998 府中四谷橋開通	
2001		テロ対策特別措置法の成立	2000 東落合中と西落合中が統合し、 落合中学校開校 多摩モノレール開通	2001 アメリカへの同時多発テロ発生
2001		環境庁が環境省に移行	2001 市内全公立中学校にインターネット導入	2002 日韓サッカーワールドカップ共催
2002		学校週5日制開始	2003 学校選択制開始	2003 イラク戦争
2005		日本国際博覧会（愛知万博）		
2006		改正教育基本法の成立		
2007		防衛庁が防衛省に移行	2008 豊ヶ丘中と貝取中が統合し、 青陵中学校開校	2008 世界金融危機
2009		消費者庁設置	2010 各学校にICT機器の導入 2011 多摩非核平和都市宣言	2010 上海万博開催
2011		東日本大震災		
2013		デジタル放送開始 2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定	2013 学校選択制廃止 全ての小中学校がユネスコスクール登録 ユネスコスクール全国大会 2013 中学校に教育用タブレットの導入開始	
2014		消費税8%に増税	2016 市内全公立小・中学校に教育用タブレット配置完了	
2020		新型コロナウイルス感染症の影響で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となる	2017 多摩市いじめ防止対策推進条例 2019 多摩市受動喫煙防止条例	
2021		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となる	2020 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例 2022 多摩市子ども・若者の権利を保証し支援と活躍を推進する条例	

多摩市中学校副読本編集委員会（敬称略）

委員長	麻生 隆久	（聖ヶ丘中学校 校長）
副委員長	矢野 尚子	（青陵中学校 副校長）
委員	福井 夏海	（多摩中学校）
	居坂 信吾	（東愛宕中学校）
	佐藤 隆彦	（和田中学校）
	古賀 健四郎	（諏訪中学校）
	鱒坂 克哉	（聖ヶ丘中学校）
	跡邊 源二郎	（鶴牧中学校）
	野口 陽介	（多摩永山中学校）
	難波 裕司	（落合中学校）
	守田 万理子	（青陵中学校）

多摩市教育委員会

教育長	千葉 正法
教育部参事・教育指導課長事務取扱	細谷 俊太郎
統括指導主事	高橋 篤
教育部教育指導課・指導主事	池田 豊一（副読本担当）
指導主事	鈴木 悠平
指導主事	前田 道仁

編集・資料提供等協力（敬称略・順不同）

多摩市役所
公益財団法人 多摩市文化振興財団
独立行政法人 都市再生機構
東京都埋蔵文化財センター
多摩市関係各官公署
多摩市在住資料提供者各位
八王子市郷土資料館
京王電鉄株式会社広報部
八王子車人形（西川古柳座）

*その他、多数の方々にご協力いただきました。

「本書掲載の地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地図、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平28情複、第1013号）

中学校社会科副読本
「のびゆく多摩市」（非売品）
令和5年3月31日改訂

編集 多摩市中学校社会科副読本編集委員会
発行 多摩市教育委員会
制作 株式会社アン・プロモーション